

将来に備える「死後事務委任」ってなに？

自身の死後に行うべき事務手続きを**生前**に第三者に**依頼**する契約です。

厚生労働省の国民生活基礎調査（2022）では、65歳以上の単身世帯は873万世帯にのぼり、今後も増加が予想されています。「入院時に頼れる親族がない」、「認知症になった時の金銭管理が不安」、「遺言について知りたい」「葬儀の時に頼れる親族がない」、人生のライフステージの最後に困り事や心配事を抱える人が増えています。



具体的な依頼内容は？



幅広い内容を依頼することができます。

- 例）・葬儀、お墓の管理 ・行政への届出
・住居の明け渡し ・親族など関係者への連絡
・医療費や施設利用料の清算 ・ペットの世話
・SNSアカウントの削除など

他制度との違い

遺言

遺言も死後事務委任契約も、本人が亡くなった後についての希望を実現するための手続きではありますが、遺言は「遺産の分配等」を指定するのに対し、死後事務委任契約はその名の通り「事務手続き」を委託するものです。

任意後見制度

任意成年後見制度は委任した人が生きている間のことを委任するものです。それに対して、死後事務委任契約は、信頼できる人に、亡くなった後の諸手続、葬儀、法要、埋葬等に関する事務を委任する契約です。

誰に依頼できるの？

誰に委任するかについて制約はないので、友人や知人などの中で信頼できる人に頼んでもかまいません。しかし、死後事務に含まれる手続きには手間がかかるものや複雑なものもあるので、頼んだ人に負担がかかってしまいます。死後事務は手続きに慣れた専門家に依頼するのが一般的のようです。



事前に備えておくことで安心できますね。
わからないことは当センターまでご連絡ください！